

## 議案第10号

### 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 1,486,991 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和5年12月10日午後0時50分頃、久喜市伊坂地内の栗橋B&G海洋センター駐車場において、職員が公用車を後退させたところ、車両の右後方部分が同地内に駐車していた乗用車の後方部と接触し破損、運転手及び同乗者が負傷した。

令和6年6月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。